

福島県風力発電適地選定事業補助金実施要領

「福島県風力発電適地選定事業補助金」については、福島県風力発電適地選定事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

（候補地）

第1条 交付要綱第2条第1項第2号にいう「知事が別に定める候補地内」とは次に掲げるいずれかの地点の近傍（半径20km以内）の陸上地点とする。

- 一 東京電力株式会社 新福島変電所
- 二 東北電力株式会社 東福島変電所
- 三 東北電力株式会社 南相馬変電所

2 前項の規定は、前項各号に示した変電所への接続を保証するものではない。

（補助金の交付額）

第2条 交付要綱第4条第1項に定める補助対象経費には、環境影響評価のための調査は含まれない。

2 交付要綱第4条第2項に定める「1件あたりの上限は750万円」の「1件」とは事業可能性調査を実施する1地点に設置する風況観測機器等1基を意味する。

（提出書類・提出先）

第3条 補助事業者は交付要綱第5条第3項に規定した以外に次の書類を県へ提出することとする。

- 一 適地選定委員会への参加同意書（実施要領様式第1号）
- 二 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（実施要領様式第2号）
- 三 風力発電事業の事業規模とその概要（任意様式）
- 四 風力発電事業が実現した場合に発電所が立地する地元市町村に対して行う地元貢献策の提案（任意様式）
- 五 その他知事が必要と認める書類

2 前項の提出書類の提出先は福島県企画調整部エネルギー課とする。

（適地選定委員会）

第4条 交付要綱第3条第1項第1号にいう「適地選定委員会」とは風力発電事業化のために関係者、学識経験者等が参加する委員会とする。

2 県は補助事業者に対し当該委員会にて事業計画等の説明を求めることができる。

(補助金交付の条件)

第5条 交付要綱第7条第1項第3号にいう「事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更」とは、次に掲げる以外のものをいう。

- 一 事業主体の変更
- 二 事業の中止又は廃止
- 三 調査実施場所の変更

(他の資金調達との関係)

第6条 交付決定後、本補助金を除く収入の額及び調達先を証する書類（金融機関からの融資証明書の写し等）を提出すること。

2 前項の書類の提出がない場合、交付決定を取り消すことがある。

(事業期間)

第7条 交付決定日から平成28年3月31日（木）まで

附 則

1 この要領は、平成27年 5月 18日から施行する。

実施要領様式第1号

平成 年 月 日

福島県知事

住所

氏名 印
(団体・社名及び代表者職・氏名)

適地選定委員会への参加同意書

福島県風力発電適地選定事業補助金交付申請書に掲げる事業が採択された場合、適地選定委員会へ参加することに同意します。

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 平成 年 月 日

住所

氏名

㊟

（団体・社名及び代表者職・氏名）